

大学共同利用機関法人自然科学研究機構動物実験規程

平成19年2月23日

自機規程第68号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 責務
- 第3章 組織
- 第4章 動物実験等の実施
- 第5章 実験動物の飼養及び保管
- 第6章 施設等
- 第7章 安全管理
- 第8章 教育訓練
- 第9章 自己点検
- 第10章 情報の公開
- 第11章 補則

第1章 総則

(理念)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における動物実験を伴う生命科学研究等は，人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず，動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

(目的)

第2条 この規程は，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。），実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）を踏まえ，日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月。以下「ガイドライン」という。）に基づき，科学的観点，動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から，機構における動物実験等を適正に行うため，動物実験委員会の設置，動物実験計画の承認手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第3条 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

- 2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 本条第2号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等の利用に供するため、本条第6号に規定する施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 三 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 四 実験室 実験動物に実験操作（実験操作のため実験動物を48時間以内の一時的保管をする場合を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 五 機関 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号。以下「通則」という。）第2条第1項に規定する大学共同利用機関をいう。
ただし、同通則第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設に所属する者の機関については、密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関とする。
- 六 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 七 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 八 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 九 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

十 管理者 機構長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。

十一 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

十二 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

十三 管理者等 機構長，管理者，実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者をいう。

十四 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第5条 この規程は、機構において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体（出生又は孵化後の個体をいう。）、両生類及び魚類の生体（自立して摂餌可能な発生時期以降の個体をいう。）を用いるすべての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を機構以外の機関等に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 責務

(機構長の責務)

第6条 機構長は、機構における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

第3章 組織

(委員会の設置)

第7条 機構長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報の公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、通則第2条第1項第3号から第5号に規定する愛知県岡崎市に位置する機関に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項に規定する委員会については、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 三 その他学識経験を有する者

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、別に定める動物実験計画書を機構長に提出しなければならない。

- 一 研究の目的、意義及び必要性を示すこと。
- 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を確保する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- 四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 五 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

- 2 機構長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について機構長の承認を得た後でなければ、当該動物実験等を行うことができない。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔法、鎮痛処置
 - ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
 - ホ 実験を実施する上で必要な資格

- 三 安全管理に注意を払うべき実験（物理的・化学的に危険な材料，病原体，遺伝子組換え動物等を用いる実験）については，関係法令等及び機構における関連する規程等に従うこと。
 - 四 物理的・化学的に危険な材料，病原体，遺伝子組換え動物等を扱う動物実験等について，安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - 五 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - 六 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては，経験等を有する者の指導を受けて行うこと。
- 2 動物実験責任者は，動物実験計画を実施した後，動物実験計画からの変更の有無，成果等について，別に定める動物実験結果報告書を機構長に提出しなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアルの作成と周知）

第11条 管理者及び実験動物管理者は，飼養保管のマニュアルを定め，動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第12条 実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，飼養保管基準を遵守し，実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第13条 管理者は，実験動物の導入に当たり，関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関等から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は，実験動物の導入に当たり，適切な検疫，隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は，実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第14条 実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，実験動物の生理，生態，習性等に応じて，適切に給餌・給水を行わなければならない。

（実験動物の健康管理）

第15条 実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，実験目的以外の傷害や疾病を予防するため，実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，実験目的以外の傷害や疾病になった場合，実験等の目的達成に支障を及ぼさない範囲で，実験動物に適切な治療等

を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第17条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、機構長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第18条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を、譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第19条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第20条 飼養保管施設を設置する場合は、管理者は別に定める実験動物飼養保管施設設置承認申請書を機構長に提出し、承認を得るものとする。

2 機構長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は機構長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 管理者は、機構長の承認を受けた飼養保管施設について変更事項があるときは、別に定める実験動物飼養保管施設変更承認申請書を機構長に提出し、承認を得るものとする。

(飼養保管施設の要件)

第21条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- 二 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- 三 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生

設備を有すること。

四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

六 実験動物管理者がおかれていること。

七 飼養保管施設であることを示す標識が掲示されていること。

(実験室の設置)

第22条 飼養保管施設以外において、実験室を設置する場合、管理者は別に定める動物実験室設置承認申請書を機構長に提出し、承認を得るものとする。

2 機構長は、申請のあった実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 動物実験実施者及び飼養者は機構長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

4 管理者は、機構長の承認を受けた実験室について変更事項があるときは、別に定める動物実験室変更承認申請書を機構長に提出し、承認を得るものとする。

(実験室の要件)

第23条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

四 実験室であることを示す標識が掲示されていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第24条 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保など実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第25条 施設等を廃止する場合は、管理者は別に定める施設等廃止届を機構長に届け出なければならない。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第26条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者その他の者の、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷及びアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

6 管理者等は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第27条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一 関連法令、指針等及び機構の定める規程等
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項

四 安全確保，安全管理に関する事項

五 その他，適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日，教育内容，講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検

（自己点検・評価・検証）

第30条 機構長は，委員会に，飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し，自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は，動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い，その結果を機構長に報告しなければならない。

3 委員会は，管理者，動物実験実施者，動物実験責任者，実験動物管理者並びに飼養者に，自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 機構長は，自己点検・評価の結果について，機構外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報の公開

（情報の公開）

第31条 機構における，動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程，実験動物の飼養又は保管状況，自己点検・評価，検証の結果，動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表する。

第11章 補則

（準用）

第32条 第4条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については，飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（適用除外）

第33条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に，産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については，本規程を適用しない。

（改善命令等）

第34条 機構長は、本規程に違反した者に対して必要な措置又は動物実験等の中止を命じることができる。

2 機構長は、前項の命令をするに当っては、必要に応じ委員会の助言を求めるものとする。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年3月1日から施行する。

2 「自然科学研究機構の動物実験の取り扱いについて」(平成18年6月1日機構長決定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。